

広島県告示第三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和六年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 調査を行った者の名称  
三次市
- 二 調査を行った期間  
平成三十年六月から令和二年十二月まで
- 三 成果の名称  
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
三次市東酒屋町の一部
- 五 認証年月日  
令和五年十二月二十五日